

PCDEPOT買取サービス申込書

※買取査定サービスをお申し込みにあたり下記「買取査定サービス約款」へ同意の上でお客様情報を記入してください。(①～②、⑤～⑧は必須です。希望の連絡先には○をして下さい)
「買取査定サービス約款」に同意をいただけない場合は当社の買取サービスのご利用はいただけません。ご不明点につきましては当社の買取センター(TEL:0120-04-9821)へご連絡下さい。
買取サービスご利用のためには引き取り先・発送先の住所が記載された身分証明書(運転免許証・住民票の控え・健康保険証・パスポート・写真付き住宅基本台帳カード)のコピーが必要となります。
本書は身分証明書のコピーと共に買取査定ご依頼の商品へ同梱し引き渡して下さい。どちらがなくても買取サービスはご利用できません。

①住所	都・道 府・県	市・区 町・村		
②TEL (自宅)		③TEL (携帯)	希望 連絡先	自宅 or 携帯 or Email
④Email		⑤生年 月日	明・大 昭・平	⑥職業
※下記に記載の「買取査定サービス約款」を全て確認しました。「買取査定サービス約款」を理解し、承諾し、同意した上で、買取査定サービスを依頼いたします。 以後、全てのサービスご利用時には本約款の範囲全てが適用されることに同意いたします。				
⑦申し込み日		フリガナ		
年 月 日		⑧お名前 サイン		

買取査定サービス「約款」

本約款は、株式会社ピーシーデポコーポレーション(以下「当社」という)にお客様がお預けになるパソコン本体およびパソコン関連機器(以下「機器」という)、
またその機器類に保存されていたデータに関する基本条件を定めたものです。お客様が、当社にパソコン本体およびパソコン関連機器、または残存データを、買取査定のためにお預けに
なる場合には、本約款について同意したものといたします。
なお、本約款は当社の都合により予告なく変更になる場合があります。変更内容については、当社ホームページ(www.pcdpot.co.jp)に最新版を掲載しております。予めご了承ください。

1. 【ご利用時の注意事項】

- ① 当社は、お客様がお預けになるパソコン、およびパソコン関連機器の外付け・内蔵・メディア類の記憶媒体に保存・残存されていた全てのデータ、ソフトウェア、設定内容(以下「持込みデータ」という)の管理責任を負いません。**
(※当社の業務を円滑に行うためにお客様より取得させていただいた「個人情報」の取り扱い、別途当社が定めるプライバシーポリシーの内容に準じます。http://www.pcdpot.co.jp/)
ご依頼の技術作業内容により、当社にて、お客様がお預けいただいたパソコンをインターネットに接続することがありますが、
お客様の「持込みデータ」の流出、変化、消失による損害に関して当社はその保証をいたしません。
また、「持込みデータ」内に、当社が特定できない、ファイル共有ソフト、スパイウェア、ウイルス、ハッキング行為に起因する「持込みデータ」の流出、変化、消失に関しても当社は
その保証をいたしません。ただし、当社の過失による機器の破損・故障に関しては、該当機器の修理代または、同等機器を上限額として損害賠償いたします。
- ② 当社は、お客様所有の機器に保存・残存されていた全てのデータの管理責任を負いません。当社は、機器に保存・残存されていたデータがお客様自身の所有でないと判断した場合、または、お客様が認識した場合は、速やかに削除する責を負うものといたします。**
お客様自身の所有でない認識されるデータを意図的、無意識的に所有し続けること、および意図的、無意識的に流出・譲渡を行うことは法律上責任を求められる場合があります。
- ③ 当社は、当センターに機器、または持込みデータを引き取り、またはお送りいただいたお客様を機器の所有者本人とし、お預かり、作業を行うことといたします。
- ④ 当社はお預かり機器の持込みデータの判断・作業基準で作業をしたにも関わらず、当社の認識・予見できない事由により起因・派生した「持込みデータ」の流出、変化、消失による損害、または機器の破損・故障に関してはその責を負いません。**
- ⑤ 買取査定にてお預かりした場合、原則、ハードディスクは初期化され、お客様の「持込みデータ」は消去されます。ご同意いただけない場合、機器をお預かりすることはできません。
- ⑥ 当社は、お客様のお預かり機器の輸送中に、通常の運搬・使用状態において生じた損傷・障害などにつきまして、その責を一切負いません。**
- ⑦ 当社は、中古買取品が既に売買された後、又は引取後、当社に所有権の無い機器からの「持込みデータ」の流出、変化、消失による損害を保証いたしません。
また、当社は、中古買取、処分契約(書面、口頭を含む)成立後の持込み機器、および持込みデータの返却に関してその責を負いません。
- ⑧ 当社は、地震、破裂、爆発、水害、落雷、火災、風災、雪災、その他天災地変ならびに異常電圧、通信回線の異常、その他の外部要因(戦争・内乱)等により、当社安全基準において、作業を中断することがあります。その場合、お客様は、作業が遅延することがあることに同意するものといたします。ならびに、作業遅延による損害が発生しても当社はその責を負いません。**
- ⑨ 当社は止むを得ず、夜間無人にてお客様より依頼された作業を行うことがあります。その場合、落雷等の天災による作業中止が行えず、お預けいただいた持込み品、および持込みデータの変化、消失、破損、故障に関してはその責を負いません。
- ⑩ 当社は、お預かり機器の保管中・輸送中における盗難、強盗により、「持込みデータ」の流出、変化、消失による損害が発生してもその保証をいたしません。
ただし、当社または、業務委託した協力会社に過失のある場合、該当機器の同等機器現在価値を上限額として損害賠償いたします。
- ⑪ 当社は、お預かり機器、持込みデータの所有権が所有者本人にある場合において、公的機関(警察庁、消防庁、国家公安委員会等)により、当該機器、当該持込みデータの閲覧、持ち出し要請があった場合、正式な手続きを経て、所有権に優先し、公的機関に提出することがあります。
- ⑫ 査定完了予定の日時は目安であり、お預かりした機器の査定完了日時が遅延する場合があります。査定完了日時の遅延による損害が発生しても、当社はその責を負いません。**
- ⑬ 作業に際しては、当社規定のソフトウェアを使用(当社規定の使い方をいたします)。その機能はソフトメーカーの基準に準じます。使用ソフトウェアの基準を超える範囲の損害について当社はその責を負いません。
- ⑭ 当社の作業によりメーカーの保証対象が消失しても、当社はその責を負いません。
- ⑮ 当社は、お預かり機器、持込みデータの返却に際して、引き取り元、または発送元の住所以外へ、ご返却に応じることはできません。
- ⑯ 当社は、お預かり機器、また持込みデータの返却に際して、原則、当社が上記(3)項に定める所有者本人にのみ機器の返却を行うものとします。但し、以下の場合を除く。**
また、当社指定の方法により、所有者本人、所有者依頼による第三者への返却を行ったにも関わらず、返却に必要な控えの、偽装、紛失等により、所有者本人への第三者のなりすましにより、所有者本人以外への返却が発生した場合は、当社はその責を一切負いません。
1.所有者本人の委任状がある場合
2.所有者本人への電話確認により、所有者本人からの依頼であることが確認された場合
- ⑰ 当社は、お預かり機器の下記事項において、その責を負いません。
1.査定作業中の機器へのウイルス・スパイウェアの感染。
2.買取査定受付後の「持込みデータ」の移行/復旧(査定作業で消去されます)。
3.お預かり機器をお客様にご返却した後の、動作・通信不具合、傷、故障、付属品の紛失、電話による作業内容の確認・質問。
4.地震、破裂、爆発、水害、落雷、火災、風災、雪災、その他天災地変ならびに異常電圧、通信回線の異常、その他の外部要因(戦争・内乱)等 当社の予見できない事由から発生した損害。

2. 【損害賠償事項】

- ① 当社は、直接的、間接的、付随的、懲罰的な損害を含みこれに限定されない、当社のお預かり機器・作業から発生するいかなる種類の損害に対してもその責を負わないものといたします。
- ② 当社は、お客様「持込みデータ」の管理責任を負いません。「持込みデータ」の内容は作業の前後を問わず、消失・変化・不明に関して損害賠償いたしません。**
- ③ 当社は、お客様のお預かり機器の輸送中及び査定作業中に、通常の運搬・使用状態において生じた損害などに関して損害賠償いたしません。**
- ④ 当社の故意または過失によるお預かり機器の破損・故障・紛失に関しては、該当機器の修理代または、同等機器を上限額として損害賠償いたします。**
- ⑤ 当社は、作業の全部または一部が当社が選定した協力会社へ委託する場合があります。この場合、協力会社の責任の範囲は、当社と同様のものといたします。

3. 【作業を中断・お断りする事由】

- 下記の場合等、お預かり機器の機種・状態により、作業のご依頼を受付できない場合や受付後でもお断りする場合があります。
- ① 受付の際には、認識できなかった、ハード的・ソフト的な相違、相性問題、瑕疵(バグ)、機器の破損が判明し査定作業の続行に支障が発生した場合。
 - ② お預かり機器にお客様独自の加工・改造箇所がある場合。
 - ③ お預かり機器が第三者の所有物である場合。
 - ④ お預かり機器上に違法なソフトウェアやデータがある場合(違法コピーを含む)。**
 - ⑤ お預かり機器・ソフトウェアに日本国外仕様のものが含まれる場合。**

4. 【お預かり機器の返却・保管期間】

査定作業の完了後、完了ならびに最終査定金額をお知らせしている対象機器の買取をお客様にて同意いただけない場合、または対象機器を当社にてお預かり後、お客様が買取査定ご依頼を「取り消し」された場合には、対象機器は原則、当社が上記(3)項に定める所有者本人にのみ機器の返却を行うものとします。
この場合、お客様は、ご返却に要した費用および引取りに要した費用を負担するものとします。
機器をお預かりした日から30日間の保管期間の経過をもって、当社が当該対象機器および「持込みデータ」を当社所定の方法にて処分できることにお客様は承諾するものとします。また、対象機器のお預かり日から30日間以上お客様とご連絡が取れなくなった場合も同様とします。
この場合、お客様は、当該保管期間に要した費用ならびに当該処分による費用を負担するものとします。

5. 【準拠】

- ① 本約款に定めのない事態が生じた場合は、当社が信義誠実の原則に基づき取り扱いを決定します。
- ② 本約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。
- ③ 本約款の施行日以降に日本国の法令が改正された場合は、当該改正された法令を改正前の法令に準じて本約款に適用するものとします。